



2022年4月28日

各 位

会 社 名 SMK株式会社
代表者名 代表取締役社長 池田靖光
(コード番号 6798 東証プライム)
問合せ先 総務部部長 木村有輔
(TEL. 03 - 3785 - 1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、2022年6月22日開催予定の定時株主総会に、下記のとおり、「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の記載の変更

当社の事業目的の記載を整理するとともに、今後の事業展開に対応することができるよう、現行定款第2条を変更するものです。

(2) 株主総会資料の電子提供制度施行に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものです。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>電気通信および電子機器その他産業機械ならびに各種機械装置の製造および販売。</u></p> <p>(2) <u>不動産の賃貸。</u></p> <p>(3) <u>前各号に付帯する一切の事業。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>電子機器およびその部品の開発・製造および販売と関連するサービスの提供</u></p> <p>(2) <u>不動産の賃貸</u></p> <p>(3) <u>前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p data-bbox="810 241 868 275"><u>附則</u></p> <p data-bbox="810 342 1377 421">①定款第 16 条の変更は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="810 439 1377 611">②前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="810 629 1377 757">③本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程 (予定)

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 : 2022 年 6 月 22 日
- (2) 定款変更の効力発生日 : 2022 年 6 月 22 日

以 上